

国民年金に関する手続き、お忘れなく!

社会保険料控除証明書が送付されます

国民年金保険料は、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。

控除の対象となるのは、令和2年1月～12月に納めた保険料の全額で、過年度分や追納された保険料も含まれます。また、ご自身の保険料だけではなく、配偶者やご家族（お子さん等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

控除を受けるためには、日本年金機構から送付される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が必要となります。

令和2年1月～9月までの間に国民年金保険料を納付された方については11月上旬、10月～12月までの間に今年初めて納付された方は、翌年2月上旬に証明書が送付されますので、年末調整や確定申告の際は、この証明書や領収証書を添付してください。

年金生活者支援給付金の請求をお忘れなく

年金生活者支援給付金は、公的年金の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

給付金を受け取るには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。今年度から新たに給付金の受取対象となる方には、10月中旬から順次はがき形式の請求書が送付されていますので、速やかに提出をお願いします。

制度の詳細や手続きについては、弘前年金事務所または国保年金課にお問い合わせください。

*令和3年2月1日までに手続きが完了すると、さかのぼって令和2年8月分から受け取ることができます。遅れた場合は、手続きの翌月からの受け取りとなるため、請求手続きはお早めをお願いします。

問い合わせ先 弘前年金事務所 TEL0172-27-1339/国保年金課 内線2343

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

1 薬の飲み合わせにご注意を

広域連合では、複数の医療機関から飲み合わせは避けるべきとされている薬を処方されている方へ、そのお知らせをお送りしています(10月末発送予定)。飲み合わせが悪いと、薬の効果が十分に得られなかったり、反対に薬が効きすぎて重い副作用を引き起こすことがあります。お知らせが届いた方は、すべてのお薬手帳を持参し、かかりつけ医またはかかりつけ薬局にご相談ください。

2 多くの種類の薬を処方されている方はご注意を

広域連合では、複数の医療機関から多くの種類の薬を処方されている方へ、そのお知らせをお送りしています(10月末発送予定)。複数の医療機関を受診されている場合、それぞれの医療機関では処方薬について適切に管理されていますが、全体で見ると同じ成分の薬が重複して処方されている場合等があります。お知らせが届いた方は、すべてのお薬手帳を持参し、かかりつけ医またはかかりつけ薬局にご相談ください。

3 新たに後期高齢者医療制度に加入する方の保険料の納め方について

保険料は、年金からの天引き（特別徴収）が原則ですが、新たに後期高齢者医療制度に加入する方は、年金からの天引きが開始されるまで時間がかかるため、加入当初は納付書で納めていただくことになります。

口座振替を希望される場合は手続きが必要です。これまで国民健康保険税を口座振替で納めていた方も、改めて手続きが必要です。

4 保険料は納期限内に納めましょう

保険料を滞納すると、通常より有効期限が短い保険証が交付されることがあります。災害により住宅等に著しく損害を受けたり、世帯主の収入が著しく減少した場合など、保険料の減免が認められることがありますので、お早めにご相談ください。



問い合わせ先 1、2は青森県後期高齢者医療広域連合 TEL017-721-3821
3、4は国保年金課 内線2345